

霧島市部活動の在り方に関する方針



令和2年2月
霧島市教育委員会

霧島市部活動の在り方に関する方針

令和2年2月
霧島市教育委員会

はじめに

本方針策定の趣旨等

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動の方針等の策定
- (2) 指導・運営に係る体制の構築

2 安全で効率的・効果的な指導体制の確立

- (1) 安全な指導体制の確立
- (2) 効率的・効果的な指導体制の確立

3 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日の設定
- (2) 活動時間の設定
- (3) 休養日・活動時間の運用

4 今後の部活動運営に向けた環境の整備

- (1) 複数校合同チームや合同練習等の検討
- (2) 保護者・地域との連携
- (3) 部活動等を目的とする就学

5 学校単位で参加する大会等の見直し

6 取組の検証と方針の見直し

終わりに

【改訂履歴】

令和2年2月 策定

令和3年3月 2の(1)「安全な指導体制の確立」に感染症対策に関する記述を追記

はじめに

中学校学習指導要領では、学校教育において、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を子供たちに育むことを目指しており、部活動は学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませることを通して、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深める、といった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとしています。

しかし、今日において社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決できない課題も増えています。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続が危ぶまれるケースもあります。

生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフや、豊かな心、創造性の涵養を実現し、その資質や能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするために、スポーツ庁は平成 30 年 3 月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、文化庁は平成 30 年 12 月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。県もこの二つのガイドラインに則り、平成 31 年 3 月に「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

これらを踏まえ、本市においても学校教育の一環として実施されるすべての部活動を対象とした「霧島市部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

本方針策定の趣旨等

本方針は、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制や、生徒にとって望ましい実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目及び分野等に応じた多様な形で適切に実施されることを目指す。

- ① 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。文化部活動においては、生涯にわたって学び続け、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。
また、すべての部活動において、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ② 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように留意する。
- ③ 指導に当たっては、特に生徒の人権に十分配慮するとともに、体罰等はいかなる場合にも行ってはならないものであり、違法行為であるのみならず生徒の心身に深刻な影響を与える行為であることを改めて認識し、体罰等を絶対に行わない適切な指導に取り組む。

④ 本方針は、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とする。高等学校段階の部活動についても原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

また、小学校段階においても、学校教育の一環として行われる体育・文化等の活動については、学校において、児童の発達段階や教師の勤務負担軽減の観点を中心に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する。

⑤ 各学校は、鹿児島県部活動の在り方に関する方針に則り、本方針を参考に、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

また、霧島市教育委員会は、各学校が行う改革に必要な支援等に取り組むとともに、指導・助言を行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針等の策定

ア 校長は、本方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」（部活動規定等）を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表し、保護者や地域の理解を得る。

イ 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加予定日等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

校長は、提出された年間・毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化芸術等の活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか適宜、指導・是正を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、自校の活動方針に則り、生徒や教員等の数を踏まえ、指導内容の充実や生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な活動を行えるよう、適正な数の部活動を設置するとともに、外部指導者の活用を図る。

イ 霧島市教育委員会は学校教育法施行規則第 78 条の 2 に規定する部活動指導員の活用について、県教育委員会の動向を注視しながら、その任用と学校への配置について検討する。

ウ 霧島市教育委員会は、部活動の指導者を対象とした指導に係る知識や技能の向上並びに学校の管理職を対象とした適切な運営に係る実効性の確保を図るため、研修等を実施する。

エ 霧島市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、学校における働き方改革の趣旨を踏まえ、関係する法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 安全で効率的・効果的な指導体制の確立

(1) 安全な指導体制の確立

- ア 校長及び部活動の指導者は、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 校長及び部活動の指導者は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じる。
- ウ 校長及び部活動の指導者は、感染症の拡大防止の観点から、直近における周辺地域の感染状況を勘案して活動の実施の要否や内容、時間、場所等について検討するとともに、各競技団体等が作成したガイドライン等を遵守し、万全の感染対策を講じる。

(2) 効率的・効果的な指導体制の確立

- ア 部活動の指導者は、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう指導する。
その際、中央競技団体等が作成する指導の手引等を活用して、競技種目や分野の特性等を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニングや練習を積極的に導入し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
また、行き過ぎた勝利至上主義や、目先の勝敗、技能の向上のみにとらわれることなく、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるよう配慮する。
- イ 部活動の指導者は、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について、部活動の指導者と意見の交換ができる雰囲気づくりを行う。
- ウ 部活動の指導者は、生徒主体のキャプテン会議や部活動ごとのミーティング等を定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重し、共に学び合う関係性を基盤として、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動や学校外の活動に取り組むとともに、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究結果や健全な心身の育成の意義も踏まえ、以下の(1)、(2)を基準とする。

(1) 休養日の設定

学期中は、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とし、週当たり2日以上を休養日と設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒や指導者が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、週末及び学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 休養日・活動時間の運用

校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針に則って休養日・活動時間を設定する。その際、学校や地域の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間など、各部共通の休養日を設けるとともに、週間、月間単位での活動頻度や活動時間の設定についても検討する。

また、設定した休養日・活動時間等を、事前に生徒・保護者に周知するとともに、各部の活動状況を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、適正な運用を徹底する。

4 今後の部活動運営に向けた環境の整備

(1) 複数校合同チームや合同練習等の検討

校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることのないよう、県中学校体育連盟及び始良・伊佐地区中学校体育連盟の規約に基づき、複数校合同チームの編成や合同練習等の実施について検討する。

(2) 保護者・地域との連携

ア 霧島市教育委員会及び校長は、学校と地域が共に子供を育てるという視点から、学校や地域の実態に応じて、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、地域住民等と連携し、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツや芸術文化活動の充実を推進する。

イ 顧問及び部活動の指導者は、年度当初及び定期的な保護者会等を通じ、活動方針や年間活動計画、運営等について保護者と共通理解を図り、協力を得る。

(3) 部活動等を目的とする就学

ア 就学が指定された中学校に、入部を希望する部活動が設置されていない場合、指定学校変更については、霧島市教育委員会と協議の上、柔軟に対応することとする。

イ 勝利至上を目的とした区域外（霧島市外からの）就学は、学校の教育活動の一環として実施する部活動の趣旨に則り、原則として受け入れない。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 県中学校体育連盟及び始良・伊佐地区中学校体育連盟、霧島市教育委員会は、学校の各部が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会の規模や日程の在り方、統廃合等について検討するよう主催者に要請する。
- (2) 校長は、県中学校体育連盟及び始良・伊佐地区中学校体育連盟等、部活動に係る組織及び本方針の趣旨等を踏まえ、教育上の意義や、生徒、指導者の負担が過度とならないこと等を最大限考慮して、参加する大会等を精査する。

6 取組の検証と方針の見直し

霧島市教育委員会は、本方針に示す部活動に係る取組について随時状況を把握し、検証するとともに、その結果を踏まえ、必要な改善を図っていくものとする。また、必要に応じてこの方針の見直しを行う。

終わりに

この方針は、本市において適切で持続可能な部活動の運営体制を、すべての学校で構築するために必要な事項を定めたものである。

本方針を基に、教育委員会や関係機関、学校、生徒や保護者、地域や関係団体等、部活動に関わるすべての人々が、今後の部活動の在り方について考え、各学校の実態に応じて、効率的で効果的な部活動が行われるよう工夫し、生徒一人一人を主人公とした部活動の推進を図ることとする。

【改訂履歴】

令和2年2月 策定

令和3年3月 2の(1)「安全な指導体制の確立」に感染症の拡大防止に関する事項を追記